
企業で準備すべき

新型インフルエンザ対策とBCP

- 企業はその時どう動いたか？ -



平成21年9月3日

日本ユニシス株式会社

CSR推進部長 多田 哲

本日のご報告のポイント

4月下旬からの新型インフルエンザ対応の経験を踏まえて

日本ユニシスでのH1N1流行への対応

企業としての対応、行動計画と考察

秋の流行に備え、社会の認識・反応との相違を踏まえた対策の見直し

国、自治体、業界、個人として対策について

新型インフルエンザはもう一つの脅威



2009年新型インフルH1N1世界流行:日本ユニシスGでの対応

報道など

- 4/25ブタA型H1N1インフル発生報道
- 4/28WHO フェーズ4に引き上げ
- 4/30WHO フェーズ5に引き上げ
- 国立感染症研田代氏弱毒性と見解
- 5/5CDC 休校の必要なしと表明
- 5/8新型インフル政府諮問委員会の尾身委員長「住民の外出自粛や企業などの業務の縮小などは、ウイルスの毒性が弱い現状では実施の必要性は低い」とコメント。
- 舛添厚生労働相「学校閉鎖慎重に考えるべき」 5/11学校閉鎖は市町村単位へ。
5/22季節性インフル並に
- 水際対策を取りやめ5/21
- WHOフェーズ6宣言 6/11

社内対応

- 4/27社内第一報
- 4/28社内新型インフルエンザ対策本部設置、「軽度被害」と社内第二報
- 4/30フェーズ5宣言なるも施策継続と社内第三報。社外にも発信
- 5/1連休中も継続注意社内第四報
社外に**対応をNR**
- 5/7インフル対策本部会議 対策継続決定と社内第五報
- 5/11インフル対策本部会議 対策見直し 社内第六報、社外発信
- 5/18インフル対策本部会議 対策見直し 社内第七報(通常業務へ)、社外発信
- 5/21安否確認 回答率98%(5/28)
- 5/28インフル対策本部会議 課題整理
バーチャル会議体に移行
- 6/4 社外へ通常業務に移行と発信
- 6/12 フェーズ6でも現行対応継続をアナウンス

H1N1流行 CDC発信情報

Press Briefing での発信を注視

早い時期からマイルドなウィルスであることを発信

4/25(土)	米国で重症例なし
5/1(金)	学校の閉鎖を奨励
5/5(火)	ウィルスはマイルドと判明した。 Severity(致死率)は高くない。 学校閉鎖は不要 、閉鎖中の学校は再開を
5/10(日)	重症度は季節性インフルエンザと変わらないレベル、 今後変異する可能性もあり続けて警戒を
5/15(金)	米国内感染者推定既に10万人。 ハイリスク者以外のメキシコへの渡航制限緩和

米、英、カナダの統計から「軽度被害」と判断

新型インフルエンザ H1N1流行で考えた課題

企業対応

1. BCMからBCPへの展開が重要(普段からのBCPプロジェクトによる情報共有と検討、訓練が重要)
2. 感染力、致死率の違いを勘案した施策実行が重要
3. 複数情報ソースによる施策・緩和判断が必要(厚生労働省、感染症研究所、CDC、WHO、安否確認)
4. 強毒性でもパンデミック対応準備は社会機能が維持される前提で議論
5. 企業間認識ギャップの存在(マスク、手指消毒など)
6. 企業情報発信の重要性(最初の感染者を出したくない、風評被害、顧客・取引先対応)
7. 在宅勤務の有効性確認(学校閉鎖、情報共有など)
8. 今後のアクション 季節性インフルエンザ接種促進、在宅勤務ICT整備、社員啓発、備蓄品・抗インフル薬準備、社会機能維持のための業務と担当者特定

ICT活用によるBCP (日本ユニシスグループでの取り組み)

- 手続きと文書電子化
- TV会議やe-Learning、SNS活用
- 携帯メールによる安否確認システム
- 在宅勤務への取り組みとWLB推進
シンクライアントと**SASTIK**(全社員に配布)



挿すだけで、すぐに使えて

操作履歴を自動消去

抜くだけで作業終了

『利便性』、『安全性』、『経済性』のベストバランスを実現

インターネット接続可能なWindows PCがあれば
『挿すだけ、抜くだけ』でいつでも、どこでも
利用可能なりモートアクセスサービス

<http://www.unisys.co.jp/services/ict/sastik.html>

お問合せ : sastik-ad@ml.unisys.co.jp

社員研修－e-Learningコンテンツ

新型インフルエンザ対策 –企業のBCPに向けて–

- ▶ 新型インフルエンザ対策 –企業のBCPに向けて–
- ▶ はじめに
- ▶ 目次

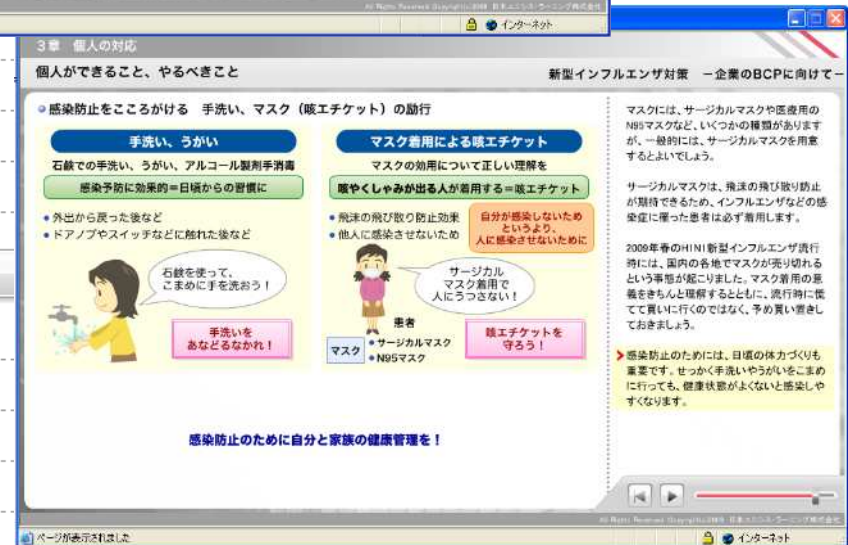
▶▶ 1章 新型インフルエンザについて

- ▶ 新型インフルエンザとは何か
- ▶ 感染経路や基本的な対策
- ▶ 感染した場合どうすればよいか
- ▶ WHO(世界保健機関)によるパンデミックフェーズ表
- ▶ 国内における段階設定
- ▶ 被害の想定
- ▶ 大規模地震と新型インフルエンザ流行の被害想定の違い
- ▶ ワクチン接種の有用性について

📄 テスト問題

▶▶ 2章 企業の対応

- ▶ 政府の方針と企業の対応
- ▶ 企業の行動基準と個人ガイドラインの策定・公開
- ▶ 基本方針と対策本部
- ▶ 段階ごとの対応について –被害状況に応じた柔軟な対応
- ▶ 社会機能維持事業者の事業継続



■ 新型インフルエンザ H1N1流行で考えた課題

人事・法制面への対応(業界、企業毎に検討が必要)

- (1) 社内規程、協力企業との契約、顧客との契約(債務不履行責任)
- (2) 事業所閉鎖時の従業員への給与支払い義務
- (3) パンデミック時の有給休暇申請
- (4) 事業継続による従業員罹患への賠償義務
- (5) 自宅待機の際の給与支払い(業務、プライベート、家族罹患)
- (6) 在宅勤務への対応
- (7) 罹患懸念による出社拒否、手当
- (8) 派遣企業との債権債務とルールの徹底
- (9) 教育、旅行、セミナーなどイベント主催者の責任
- (10) タミフル等のワクチン備蓄・投与と薬事法と産業医への期待
- (11) 社会機能維持のための事業継続の必要性の判断基準
- (12) 事業所閉鎖と企業責任

新型インフルエンザ H1N1流行で考えた課題

政府・自治体対応

1. 感染力、**致死率**の違いを勘案した施策実行が重要
重度：(致死率2%以上) 中度：(0.5-2%) 軽度：(0.5%未満)
2. 水際防疫の効果は限定的
国内感染者発生時に**国内感染拡大防止体制に移行すること**が重要
3. 情報発信責任機関を明確化、**定期的な情報発信**が必要
科学的根拠をベースとした説明が必要、国民へのガイド提示(感染者自宅療養、マスクの効用、重症者対応)、マスコミへの情報提供、企業への要請内容(予防、通勤、移動、集会など)
4. ワクチン、抗インフルエンザ薬製造とウイルス毒性、先進国としての国際的責任に応じた**接種・投与方針**明確化
致死率は季節性インフルエンザ並み、発症者の多くは24歳以下、健常者は1週間程度で治癒、医学的ハイリスク者対応は重要

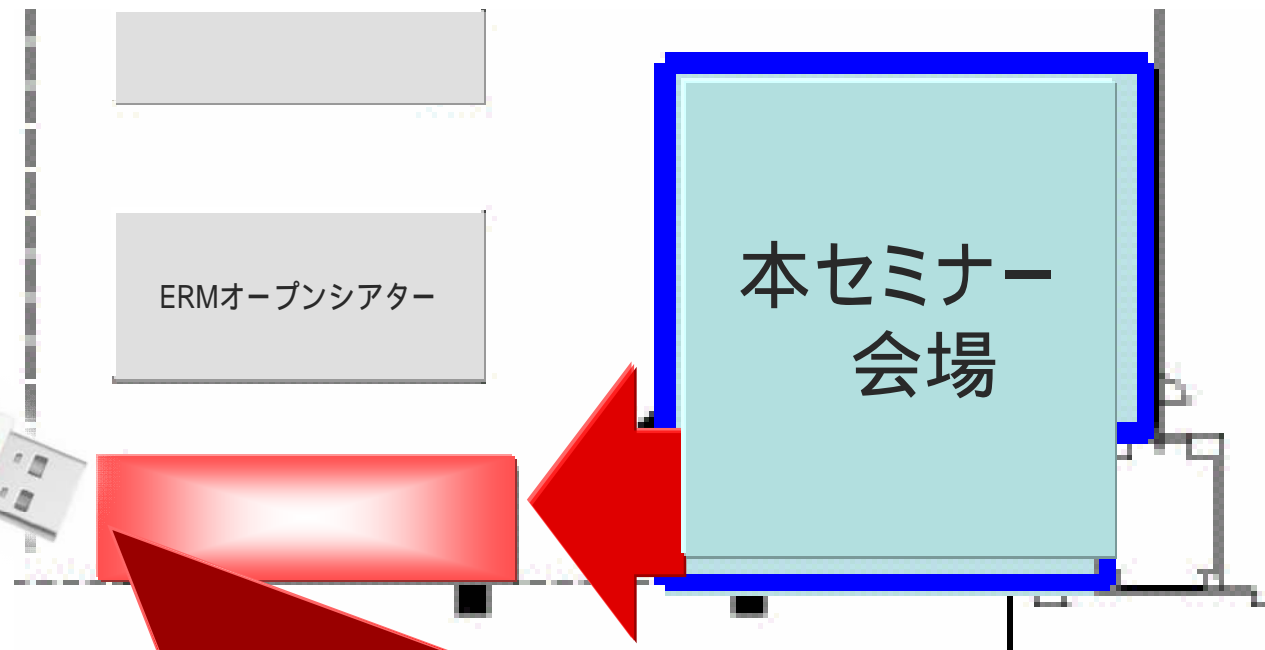
■ 新型インフルエンザ H1N1流行で考えた課題

個人対応

1. 咳を伴う38度以上の熱があれば**職場や学校に行かない**
2. 咳をするときはマスクをするかティッシュなどで**口を押える**
3. 健常者は重症になるまでは医療機関を**受診しない**
マスク・手洗い・うがいの習慣、家族での話し合い
4. 流行蔓延時家族が罹患したときのための食料など2週間程度の備蓄
5. 実家の親、兄弟、親戚、近所の寝たきりの方、病気がちの一人住まいの老人や知り合い
阪神淡路大震災の時にも課題になった、そうした方々への**気配りが必要**

本セミナー会場の向側、ぜひお立ち寄りください。

デモコーナーご案内



展示デモコーナー
【パンデミック対策パビリオン】

UNISYS

ご参考



日本ユニシスグループでの新型インフルエンザへの取組み

平成19年	当社 事業継続プロジェクトにて検討を開始
平成20年	3月 社員の個人レベルの対策をまとめた「ガイドライン」を公開 あわせて協力会社の理解、協力も得る。
	4月 全社 対応方針を策定、「新型インフルエンザ行動計画」発効

現在の取組み（継続・予定）

- 平成19年8月 アジア地区 中長期出張者へ抗ウィルス薬携行を実施
- 平成20年5月 「安否確認、徒歩帰宅、新型インフルエンザ対応」の3訓練
- 同 8月 「日本ユニシスグループ新型インフルエンザ行動基準」全社展開
- 同 6-11月 新型インフルエンザ 社内説明会 / セミナーを全国で実施
- 同 11月 全社員への季節性インフルエンザワクチン接種推奨 5000名接種
- 同 11月 新型インフルエンザを想定した、安否確認訓練実施
- 平成21年2月 ガイドラインと行動基準見直し、被害レベル3段階導入
- 平成20～21年 抗インフルエンザ薬 社員分事前購入

日本ユニシスの「新型インフルエンザ行動計画」

社外へ公開

2008年4月 第1版作成 - グループ全社へ徹底

2008年8月 社外へ公開

- ・他社への参考情報として
- ・当社規定の不備、問題のフィードバックを期待

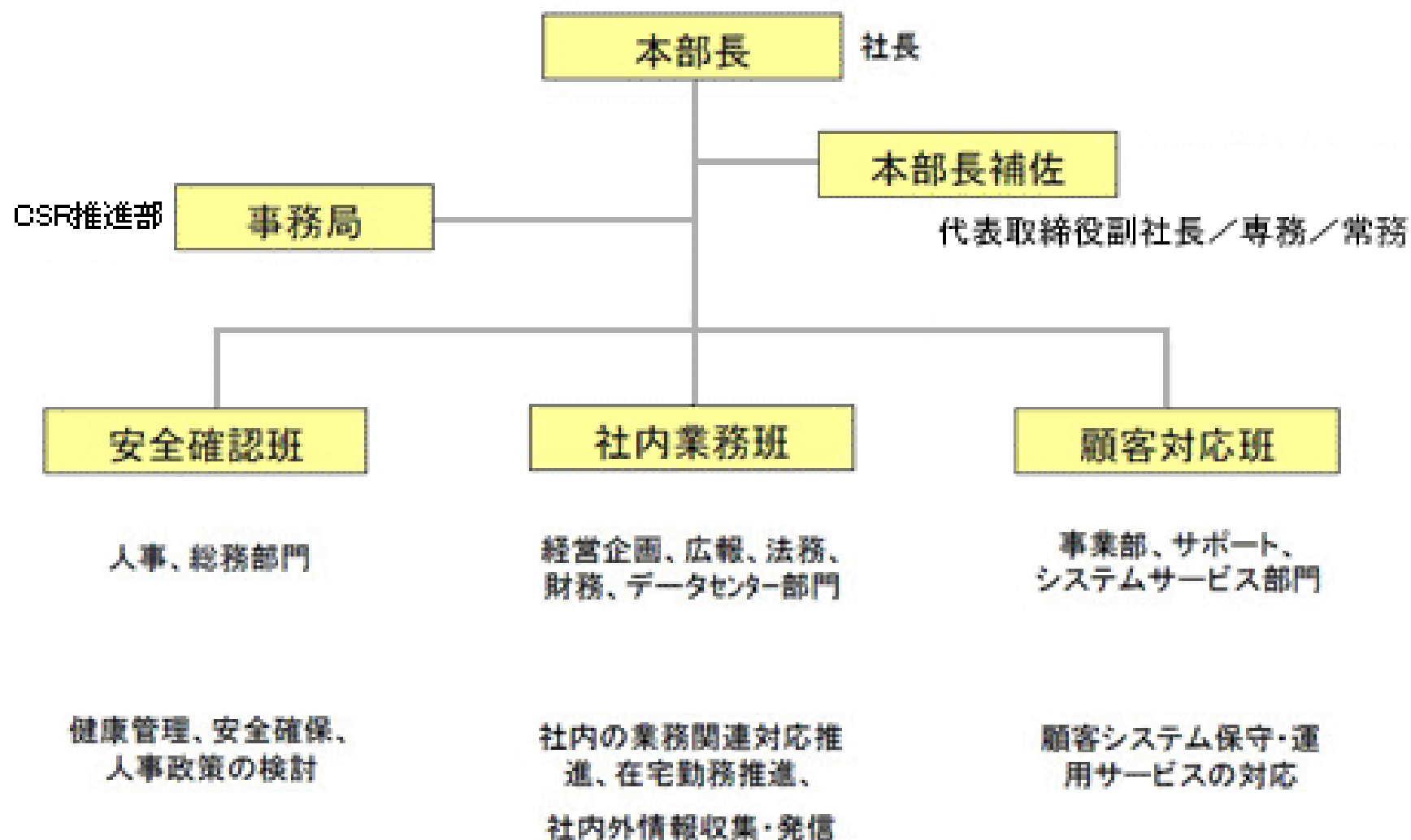
2009年2月 第2版改訂 - 被害度3レベルと「段階定義」対応適用

<http://www.unisys.co.jp/csr/report/bc7.html>

副次効果:

お客様からの問い合わせに、社外公開の情報をお伝えすることで、状況のご理解をいただき、個別の回答などが不要であった。

■ 新型インフルエンザ対策本部構成



厚生労働省ガイドラインにおけるフェーズ分け

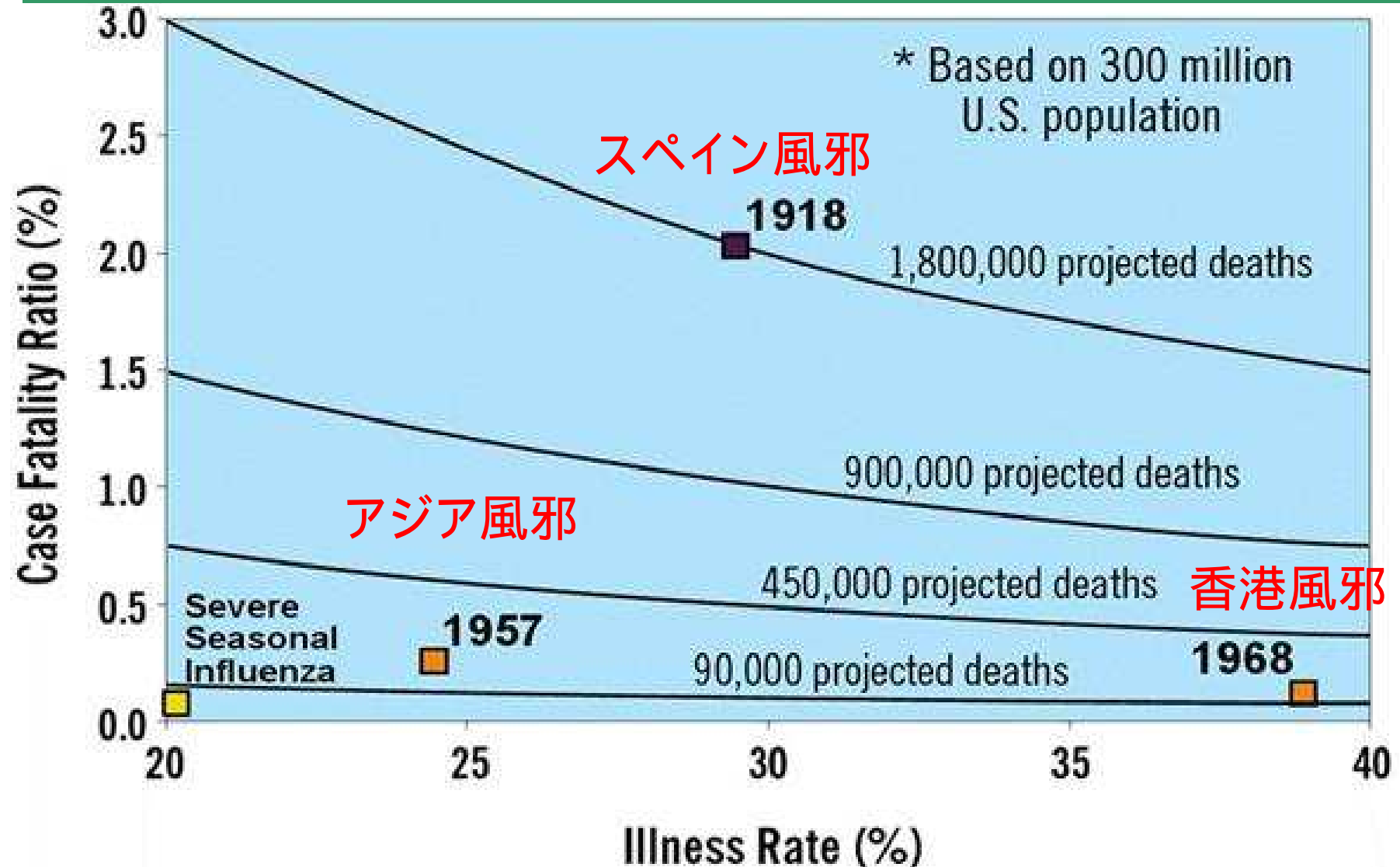
発生段階	状態
前段階(未発生期)	新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階(海外発生期)	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階(国内発生早期)	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階(小康期)	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

WHOによる警報フェーズと厚生労働省ガイドラインとの対応

WHOによる警報フェーズ			厚生労働省ガイドライン	
パンデミック間期	ヒト感染のリスクは低い	1	国内未発生	
動物間に新しい亜型ウイルスが存在するがヒト感染はない	ヒト感染のリスクはより高い	2		
パンデミックアラート期	ヒト-ヒト感染は無いか、または極めて限定されている	3		
新しい亜型ウイルスによるヒト感染発生	ヒト-ヒト感染が増加していることの証拠がある	4		海外発生期 国内発生早期
	かなりの数のヒト-ヒト感染があることの証拠がある	5		感染拡大期
パンデミック期	効率よく持続したヒト-ヒト感染が確立	6		まんえん期 回復期
後パンデミック期	患者の発生が減少し低い水準でとどまっている状態		小康期	

20世紀の新型インフルエンザの被害

米国政府 (CDC疾病予防管理センター) の情報



被害の想定とその程度に対応した施策

被害規模の想定

重度被害 感染率25%以上かつ致死率1%以上(スペイン・インフルエンザ相当)

中度被害 感染率10%以上かつ致死率0.5%以上で、重度被害にあてはまらない被害

軽度被害 感染率10%未満あるいは致死率0.5%未満(1968年香港インフルエンザ、1957年アジア・インフルエンザ、通常の季節性インフルエンザ相当)

米国CDC発表による

< 10万人あたりの年間死亡数 >

日本国民の全死因 = 848.5

がん = 255.1

心疾患 = 135.4

肺炎 = 83.9

人口統計資料集(2005年)

感染率 X 致死率

< 25% X 2% = 0.5% = 500

< 25% X 1% = 0.25% = 250

< 25% X 0.5% = 0.125% = 125

< 10% X 0.5% = 0.05% = 50

(1年間あたりの感染率、致死率)

(参考値 2004年度 インフルエンザ受診者 1770万人 死亡者数 15000人)

新型インフルエンザ 各フェーズ毎にとるべきアクション

個人生活奨励

新型インフルエンザが発生していない状態

(現在：流行一歩手前)における対応

- 各自が情報収集、親戚、自治会、社会的弱者連絡手段
- 通常のインフルエンザ対策の励行(手洗い・マスク・うがい……)
- 食料・日用品の備蓄
- 季節性インフルエンザ・ワクチンの接種

企業行動計画

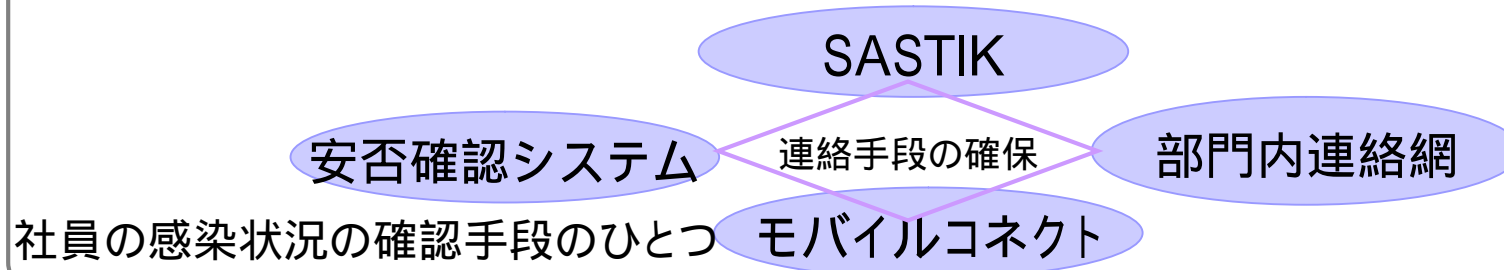
- 本部メンバーの連絡手段の確保
 - 継続必須業務の洗い出し・絞込み
 - 流行時の連絡体制の整備
 - オフィス内備品・備蓄の確保
 - 在宅勤務の推進
 - 海外事務所： 現地行政機関、医療機関との連携強化
- 重度被害

中度被害

軽度被害

}

状況判断



新型インフルエンザ 各フェーズ毎にとるべきアクション

個人

海外発生期 国内発生早期
(海外 国内でも発生した状態)

備蓄状況の見直し
不要不急外出の自粛
海外旅行中止、国内旅行見直し
マスク、手洗い、うがい励行

感染拡大期
(患者の接触歴が疫学調査で追えない状態)

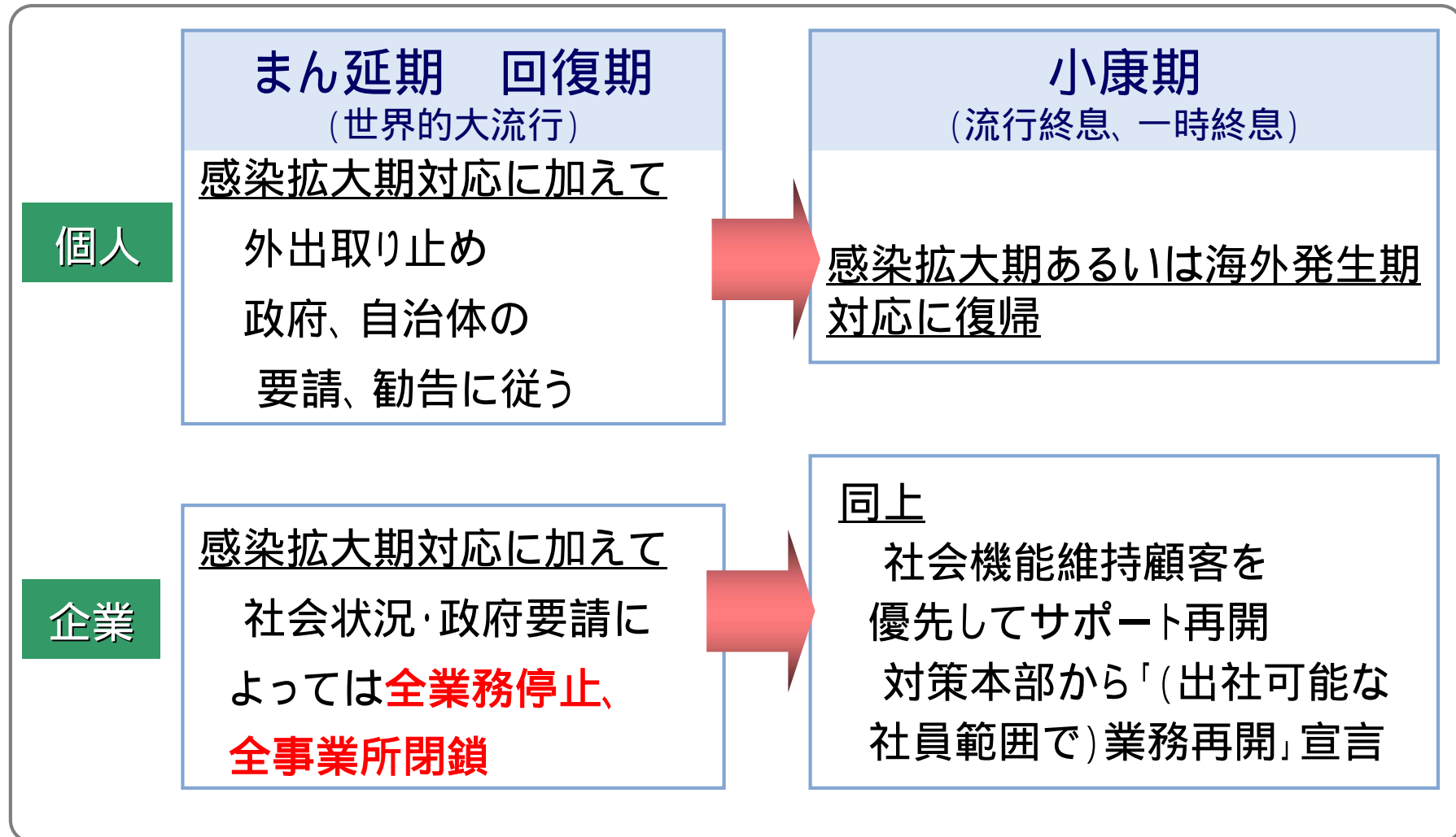
海外発生期対応に加えて
海外、国内旅行中止
咳エチケット励行

企業

対策本部設置
出社者マスク着用義務づけ
集会開催、出席再検討
出張見直し、取り止め
在宅勤務移行開始
海外出張中止、帰国指示

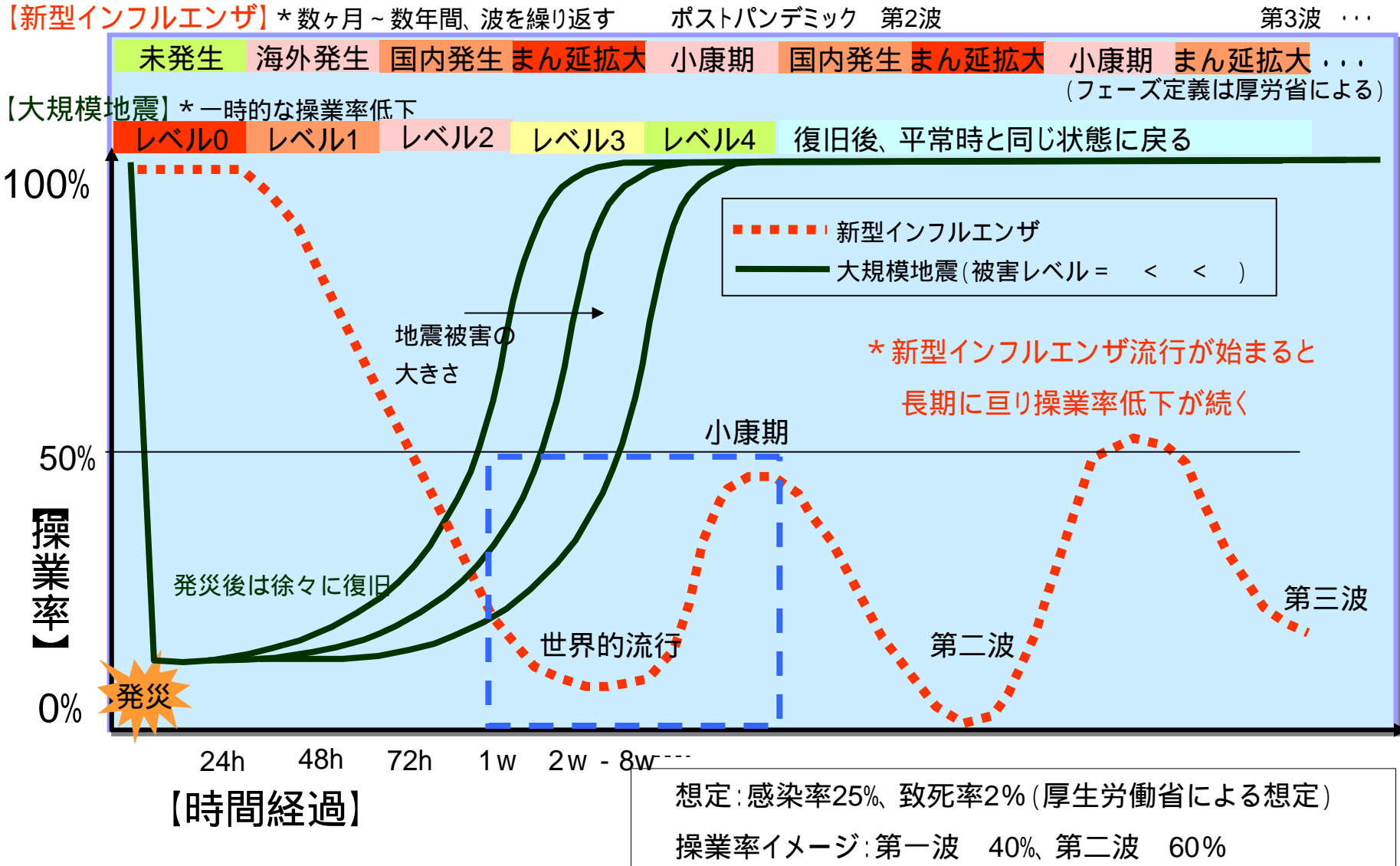
海外発生期対応に加えて
出社前検温、健康チェック
感染者、疑い者一定期間出社禁止
海外・国内出張禁止
感染者情報管理
顧客への訪問はできる限り回避
顧客へ当社方針説明
在宅勤務移行強化

新型インフルエンザ 各フェーズ毎にとるべきアクション



<http://www.unisys.co.jp/csr/report/bc7.html>

大規模地震と新型インフルエンザの復旧時間・操業率の遷移における相違イメージ



参考：流行前ワクチンの接種対象者

カテゴリー1

感染拡大防止、被害の最小化に資する業種

感染症指定病院、一般診療所職員 保健所職員 救急隊員、消防職員 在外公館職員
 税関・入国管理局・検疫所職員 警察職員 宿泊施設従事者 自衛隊員 海上保安庁職員
 航空運送事業者(国際線) 空港管理者・機能維持者 水運業(外航海運)

カテゴリー2

新型インフルエンザ対策に関する意思決定に携わる者(首長など)

国家機関 都道府県機関 市町村機関

国民の生命、健康の維持にかかわる業種

病院、一般診療所、在宅看護サービス 歯科診療所 老人福祉・介護事業 児童福祉事業
 障害者福祉事業 医薬品製造業 医薬品販売業 医療機器製造販売業者

国民の安全、安心の確保にかかわる業種

消防職員((1)以外) 警察職員(同) 自衛隊員(同) 海上保安庁職員(同) 海事関係職員
 港湾管理者 国会議員 国会議員公設秘書 国会事務局職員 都道府県議市区町村議
 地方議会議員事務局職員 放送業 新聞業 電気通信業 電気通信に付帯するサービス業
 矯正職員 更生保護官署職員、保護司、更生保護施設職員 検察庁従事者 裁判官

カテゴリー1、2いずれにおいても該当業種の機能を維持するために必要な情報システム関連事業等に従事するものを含む

参考：流行前ワクチンの接種対象者

カテゴリー 3

ライフラインの維持にかかわる業種

電気業者 原子力事業者 上水道事業者 下水道事業者 工業用水道事業者 ガス事業者 熱供給事業者 石油精製業者 石油販売業者 LPガス事業者 石油備蓄事業者 石油採掘事業者 航空運送事業者(国内線) 港湾管理者 空港管理者((1)以外) 水運業(内航海運) 海運代理店業 港湾運送業 その他の運輸付帯サービス業 鉄道業 道路旅客運送業 道路貨物運送業 運輸関連業者 道路管理者 倉庫業 精穀・製粉業 パン・めん類など製造業 乳製品製造業 缶詰製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 せっけん・合成洗剤製造業 トイレtpーパー製造業 ごみビニール袋製造業 衛生用品など製造販売業 食品流通関係者 食料品・生活用品小売業 金融機関 日本銀行 保険会社 政府系中小企業金融機関 **ソフトウェア業** **情報処理・提供サービス業** **インターネット付随サービス業** 郵便局 国家公務員 都道府県職員 市町村職員 独立行政法人職員 火葬・埋葬業 廃棄物処理業

U & U

Users & Unisys

www.unisys.co.jp

UNISYS